

陳述書

令和5年5月25日



- 1 私は、平成12年4月に検事に任官し、各地の地方検察庁等での勤務を経て、令和3年4月から令和4年3月まで東京地方検察庁（以下「東京地検」といいます。）で勤務し、同年4月から現在まではさいたま地方検察庁で勤務しています。
- 2 私は、大川原化工機株式会社に係る外国為替及び外国貿易法違反等被告事件（以下「本件」といいます。）について、東京地検着任後の令和3年4月から公判を担当し、同年7月30日付けで公訴取消しの申立てを行いましたので、この経緯等についてお話しします。
- 3 まず、私は、前任の公判担当検察官から、本件で起訴対象となっている噴霧乾燥器について弁護人側が温度測定実験を行っており、同実験の結果によれば、乾燥室測定口の温度が十分に上がらないとのことなので、検討が必要であるとの引継ぎを受けました。

また、弁護人側の同実験の結果を受けて、検察側では、前記温度測定実験結果を踏まえた反証準備として、コードヒーターを噴霧乾燥器の乾燥室測定口に巻き付けた上での温度測定実験を行っており、私が着任したときには既に同実験結果が報告書化されていたところ、前任の公判担当検察官からは、この実験結果については、本件の主要争点、すなわち、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）（以下「貨物等省令」といいます。）2条の2第2項5号の2のイないしハ（以下「貨物等省令3要件」といいます。）の要件のうち、要件ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」。以下「要件ハ」といいます。）の該当性の立証に使うことが考えられるとの引継ぎもありました。

要件ハの解釈については、経済産業省（以下「経産省」といいます。）の通達（「輸出貿易管理令の運用について」。以下「本件通達」といいます。）で示された法令解釈（以下「本件通達解釈」といいます。）を前提に起訴がなされました。私は、前任の公判担当検察官から、弁護人側が要件ハの解釈も争っているが、公判においても本件通達解釈を前提とした主張立証活動を行っているという内容の引継ぎを受けました。

4 私は、令和3年4月に東京地検に着任した後、一件記録の精査や弁護人から出された主張や証拠等の検討を行っていきました。

- (1) まず、要件ハの解釈については、私も、本件通達解釈に係る捜査報告書等の証拠から、本件通達解釈を前提とした主張立証活動を行う方針で問題がないと考えました。
- (2) 次に、噴霧乾燥器の乾燥室測定口にコードヒーターを巻き付けた上での実験についてですが、コードヒーターを巻き付けた上で温度が上がり乾熱殺菌ができたとしても、それは機械の性能により温度が上がるわけではないので、要件ハに該当する根拠にならないのではないかという疑問を持ちました。そして、警察や経産省とも協議した結果、コードヒーターを巻き付けて行った温度測定実験を補充立証に用いるのは難しいと考えました。
- (3) また、弁護人側からは、噴霧乾燥器内に粉体が堆積していない空の状態で入口設定温度を約240度～250度として行った乾熱実験の結果、乾燥室測定口の温度が50度台となる旨の実験結果に係る報告書（令和2年10月19日付けの2通の温度測定結果報告書・甲15及び16）と、噴霧乾燥器内に粉体が堆積した状態で乾熱実験を行うと更に乾燥室測定口の温度が30度台となる旨の実験結果に係る報告書（令和3年3月27日付けの捜査報告書・甲17及び18）が、私が本件を担当する前の時点で、証拠請求されていました。

ア この点、前者の実験結果に関しては、私が本件を担当する前の時点で、追加捜査等が行われており、①警察が行った実験により、同様の結果が確認されている一方で、②腸管出血性大腸菌O157が、50度の熱処理でも9時間で死滅するという実験結果が得られていました（丙A55）ので、要件ハの該当性の立証は可能と思われました。

イ 一方、後者の実験結果に関して、まず、私は、要件ハを充足するためには、噴霧乾燥器内に粉体が堆積した状態で殺菌される必要があるのかを経産省とも協議して検討しましたが、（繰り返し細菌兵器を製造できる性能のものが規制対象となるという考え方からすれば、）通常の噴霧乾燥運転後に殺菌できる必要があること、噴霧乾燥運転後は多少なりとも機械内に粉体が付着することからすると、堆積の程度はともかくとして、粉体が堆積した状態で殺菌できることを要するとの考えを否定することはできないと考えました。

そして、捜査段階でも、粉体状態となった菌が堆積した状態でも熱が伝わり殺菌ができる旨の専門家の供述（丙11、丙4・添付資料13）が得られていましたが、捜査段階とは異なり、弁護人側から粉体が噴霧

乾燥器内に堆積した状態では温度が上がらないという具体的な実験結果が示されていた状況下では、検察側でも、要件ハ該当性の立証の可否を判断するため、粉体が堆積した状態での実験を行う必要があると思い、警察にその旨依頼しました

弁護人側が行った実験では、粉体が堆積しない状態よりも粉体が堆積した状態での実験の方が温度が低くなってしまっており、堆積した粉体が温度上昇の阻害要因となっていることが予想されました。この点、弁護人側が行った実験は、噴霧乾燥器の壁面等に付着した粉体を落とすエアノッカーという機能をオフにして行われていました。実際に噴霧乾燥器内の乾熱殺菌を行うのであれば、エアノッカーをオンにすることにより堆積する粉体をできる限り少なくした状況で乾熱運転をすることが想定され、この点で、弁護人側の乾熱実験は、実際に想定される乾熱殺菌の状況よりも多量の粉体が堆積した状態で行っている可能性があると思われました。したがって、検察側では、エアノッカーをオンにした上で、粉体を堆積させた状態での乾熱実験を行いました。

その結果、入口設定温度を約250度としたとき、乾燥室測定口の温度が57.9度となることが分かりましたので、前記ア②の実験結果をも考慮すれば、要件ハの該当性の立証は可能と思われました。

ウ しかし、弁護人側からは、粉体化した大腸菌を、50度9時間の条件で乾熱処理をしても、同粉体中から大腸菌生菌が得られたとの実験結果報告書（甲19）が証拠請求されました。

前記イのとおり、捜査段階でも、粉体状態となった菌が堆積した状態でも熱が伝わり殺菌ができる旨の専門家の供述（丙11、丙4・添付資料13）が得られていましたが、捜査段階と異なり、このような具体的な実験結果が弁護人側から示されていた状況下では、要件ハ該当性の立証の可否を判断するため、検察側においても、実際に、専門家により、粉体化した細菌について50度での乾熱実験を行う必要があると考え、警察にその旨依頼しました。

実験では、大腸菌粉体の入手が困難であったことから、熱耐性が大腸菌と同程度と思われる乳酸菌を使用しましたが、50度96時間の乾熱実験によっても死滅しませんでした。

5 このような経過から、本件の起訴対象となった噴霧乾燥器が要件ハに該当することを立証することは難しいと判断しました。

そして、令和3年8月初めに第1回公判期日が予定されていましたが、要件ハ該当性の立証が困難となっている以上、公判審理を開始して刑事手続を

長引かせることは、被告人らの負担という意味で相当ではないと考えましたので、令和3年7月30日に公訴取消しの申立てを行いました。

6 なお、この陳述書に記載した証拠番号は、本件に係る国賠訴訟で使われている証拠番号となります。これは、本件に係る国賠訴訟で提出されている証拠説明書や証拠等を確認するなどして記載したものです。

以上